

加古川市立神野小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

1 いじめに対する基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」は「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」という基本認識にたち、児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定することとする。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（いじめ防止の基本方針）

- （1）いじめを許さない、見過ごさない集団づくりに努める
- （2）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- （3）いじめの早期発見・早期対応のために教職員間で情報を共有する。
- （4）いじめの早期解決のため、全教職員が一致協力して問題解決にあたり、関係機関と連携協力する。
- （5）学校と家庭が連携して、いじめ防止対応にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる集団づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が主体的・対話的で、深い学びの実現に向けた協同的探究学習を通して授業改善に努める。さらに、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を高め、自尊感情を育むことに努める。また、児童が安心して生活できる「居場所づくり」とともに、互いに認め合い心のつながりを感じ合える「絆づくり」を進める。

道徳の時間を要にして、人を大切にする心や道徳的实践力を養い、命を大切にする教育をすべての教育活動を通して行う。その中で「いじめは絶対に許さない」という意識を児童に持たせるとともに、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりすることや「傍観者」として、見て見ぬふりをすることや知らん顔をする 것도「いじめ」に加担していると指導することで、児童自らの力で予防することや解決を図ることができるようにする。

（1）いじめを許さない、見過ごさない集団づくりを推進する。

- ① 学級開き、学期はじめに教師から「いじめをしない させない 見逃さない！」宣言を行う。
「いじめは重大な人権侵害であり、いじめは絶対に許さない」ということを、学級経営方針の中で、発達段階に応じて、教師より宣言する。
- ② いじめ防止ポスター、人権ポスターや標語等を校内に掲示し、人を大切にする心の啓発を図る。
- ③ 児童会でも、集会、ミッションアドベンチャー、あいさつ運動等をいじめ防止のために取り組む。
- ④ 地域総がかりでいじめの防止を推進する。
中学校区連携ユニット推進事業の充実を図り、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚を図る。また、校種間連携を推進し、各学校の指導体制、指導内容の共通理解を図る。
- ⑤ 道徳の教科書や道徳教育副読本等を活用して道徳的实践力を育成する。また、月1回、道徳教育副読本を家庭へ持ち帰らせることで、保護者とともに考える機会を設定する。
- ⑥ インターネットトラブル防止講座を通して、情報モラルを身に付けさせるとともに、インターネットを介したいじめの未然防止に努める。

（2）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。

- ① 一人一人が活躍できる教育活動
すべての児童が主体的に取り組む協働的な活動や行事を工夫し、安心できる「居場所づくり」を進める。また、児童の自発的な活動を支える児童会活動を充実させて、認め合い心のつながりを感じ合える「絆づくり」を進める。
- ② コミュニケーション能力の育成
学級指導の中でソーシャルスキルトレーニング等を行い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。
- ③ 「ことばの力」の育成を目指した年間カリキュラムの作成
年間カリキュラムで「ことばの力」育成を明確にし、自分の思いをことばで表現できる力を育成する。
- ④ 体験活動の推進
体験活動を通して、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を図る。

3 いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手段を講じる。

- ① 授業中だけでなく、休み時間の児童の様子を観察することで、児童の様子の変化や人間関係を把握する。気になる児童がいる場合には、いじめ対策委員会等で情報を共有し対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。
- ② アセスや「心の相談アンケート」等を通して教育相談を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ③ 教育相談の結果をもとにした検討会や個別のケース会議を実施する。
- ④ スクールカウンセラーやスクールアシスタントを活用し、相談しやすい体制を作る。
- ⑤ 休み時間や放課後の雑談などで児童の様子に目を配ったり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりして、児童の悩みや人間関係を把握し、情報を学校の教職員全体で共有し、問題の早期解決を図る。
- ⑥ 教職員が、いじめに係る法令の理解を深め、「学校いじめ防止基本方針」を活用し、日頃の指導や取組の点検を行い、いじめの認知や対応能力を高める。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。

- ① いじめ問題の発見、通報を受けた教職員は1人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」で情報の共有を図り、当該組織が中心となり、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。事実確認の結果は、校長が教育委員会に報告するとともに、いじめの事実を確認できた場合、関係児童の保護者に連絡する。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、人間的成長につながる毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ③ 観衆、傍観者の立場にいる児童たちもいじめを防止し、適切な人間関係を構築していく視点から指導する。
- ④ 少年愛護センター・教育相談センター等との連携協力や学校問題サポートチーム等に支援を要請する。
- ⑤ いじめられている児童だけでなく、いじめに関わる全ての児童の心のケアをするために、スクールカウンセラー等とも連携を取りながら、指導を行う。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- ⑦ いじめ重大事案への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。

(3) 学校と家庭が連携して、いじめ防止対応にあたる。

- ① いじめ問題が起きた時は関係児童の保護者に連絡し、学校側の取組や指導方針を伝えるとともに、早期解決のため保護者に協力を依頼しつつ、家庭での様子や友達関係についての情報を収集する。そして、適時、適切な方法で経過報告する。
- ② いじめ防止、子どものSOS発見チェックリスト等の啓発チラシを配付し、家庭との連携を深める。
- ③ 学校に話せない状況であれば、市や県のいじめ相談窓口や子ども人権110番を紹介する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「いじめ対策委員会」

いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、教務、生徒指導、学年主任、養護教諭（必要に応じて、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアシスタント等）からなる「いじめ対策委員会」を月1回開催する。また、必要な事案が起こった場合も随時開催する。

(2) 「生活指導・生徒指導推進委員会」

毎月の本会で、問題行動等を起こした児童についての情報共有・交換及びその対応について協議をする。

5 重大事態への対処

【重大事案の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項1号。以下「生命・心身・財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項2号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告し、情報共有する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

- (5) 暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触すると思われるいじめに関しては、直ちに警察署や東播少年サポートセンターに相談・通報をする。

6 その他いじめ防止対策に関する重要事項

- (1) 学校評価を活用し、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」「いじめの再発防止をするための取組」に関することを加える。
- (2) 学校運営協議会を活用し、保護者や地域住民から組織される学校運営協議会に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。
- (3) 家庭や地域への啓発として、法令の趣旨に基づき、各種会合等で学校でのいじめの実態や指導方針について情報交換や協議で協議できる場を設けるとともに、研修会やホームページ等で啓発する。